

山梨県公報

第二千二百八号

平成二十四年

三月一日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定	二二五
家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除(二件)	二二五
道路の供用開始(五件)	二二五
道路の区域変更(三件)	二二七
公告	二二七
平成二十四年度前期技能検定の実施	二二七
平成二十四年度前期技能検定(随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級)に実施	二二七

告示

山梨県告示第八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年三月一日

山梨県知事 横内正明

- 保安林の所在場所
南巨摩郡早川町小縄字奴多一七九、一八一、一八二、一八六、一八九、一九一、一九四
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奴多一七九・一八一・一八九・一九一・一九四(以上五筆)について次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第八十九号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十三年告示第四百九十八号及び第四百九十九号)は、解除する。

平成二十四年三月一日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第九十号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十三年告示第四百二二号)は、解除する。

平成二十四年三月一日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十四年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日

県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町長浜字下 條七九三番の三地先から 南都留郡富士河口湖町長浜字橋 戸一三三八番の七地先まで	一五二・〇	平成二十四 年三月一日
県道		南都留郡富士河口湖町長浜字下 條七九三番の三地先から 南都留郡富士河口湖町長浜字橋 戸一三三九番の一地先まで	一四〇・〇	

山梨県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十四年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	青木ヶ原船津線	南都留郡富士河口湖町長浜字橋 戸一三三四番の五地先から 南都留郡富士河口湖町長浜字橋 戸一三三九番の一地先まで	一〇九・〇	平成二十四 年三月一日

山梨県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	中巨摩郡昭和町築地新居字新居 前二二二五番地の一地先から 中巨摩郡昭和町飯喰字水上四一 二番地の一地先まで	二八四・〇	平成二十四 年三月一日

山梨県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	下神内川石和温泉停車場線	笛吹市石和町松本字前河原一〇 八八番の三地先から 笛吹市石和町松本字前河原一〇 八八番の三地先まで	七・九	平成二十四 年三月一日

山梨県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	葎崎南アル ブス中央線	中央市東花輪字清川五七九番の 一地先から 中央市東花輪字宮本六八五番の 二地先まで	二四〇・〇	平成二十四 年三月一日
----	----------------	--	-------	----------------

山梨県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 石和温泉停車場松本線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市石和町松本字中直シ七二番の二地先から 笛吹市石和町松本字中直シ七二番の二地先まで	一〇・二 一〇・六	四・六 四・八		一一・八

山梨県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 一般国道

山梨県公報 第二千二百八号 平成二十四年三月一日

二 路線名 三五八号
三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市下曾根町字大正四三三番の八地先から 甲府市下曾根町字横田四二〇番の二地先まで	一八・〇 二二・五	一七・五 一九・〇		一九四・五

山梨県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 三日市場南線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市小原西字今田一〇六一番の二地先から 山梨市小原西字今田一一〇一番の二地先まで	一七・〇 六〇・〇	一七・〇 六〇・〇		五〇・〇

公 告

●平成二十四年度前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十四年三月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 実施職種

1 一級及び二級

園芸装飾、造園、鑄造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鑄鉄物鑄造作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鑄鉄物鑄造作業に限る。）、金属熱処理（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業法に限る。）、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法及びマシニングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。）、放電加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、数値制御彫り放電加工法及びワイヤ放電加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業に限る。）、建築板金、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金加工法及び打出し板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金作業及び打出し板金作業に限る。）、めつき（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業に限る。）、仕上げ、ダイカスト（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、コールドチャンバダイカスト作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て作業に限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供注文服製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供注文服製作作業に限る。）、家具製作（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業に限る。）、建具製作（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、

木製建具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、木製建具手加工作業に限る。）、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、石材施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り施工法及び石積み施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り作業及び石積み作業に限る。）、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水施工法、アクリルゴム系塗膜防水施工法、シーリング防水施工法及びFRP防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業に限る。）、内装仕上げ施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、保温保冷工事作業に限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法及び金属塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業及び金属塗装作業に限る。）、写真（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、肖像写真デジタル制作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、肖像写真デジタル作業に限る。）、商品装飾展示及びフラワ

2 三級

1 装飾

園芸装飾、造園、金属熱処理（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業に限る。）、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法及びマシニングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。）、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金

加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金作業に限る。）、仕上げ（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械組立仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械組立仕上げ作業に限る。）、機械保全（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械系保全法及び電気系保全法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械系保全作業及び電気系保全作業に限る。）、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ工事作業に限る。）、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、金属塗装作業に限る。）、商品装飾展示及びフラワー装飾

3 単一等級
路面標示施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、溶融ペイントハンドマーカ施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、溶融ペイントハンドマーカ工事作業に限る。）、試験の方法
実技試験及び学科試験

二 日程等
三 実技試験

1 実技試験
（一） 実施期日
平成二十四年六月四日（月）から同年九月九日（日）までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つて。
（二） 実施場所
別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
（三） 問題の公表
平成二十四年五月二十八日（月）から山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内）において行つて。ただし、一部の職種については公表しない。

三級	職 種	実施期日
		平成二十四年七月

園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、塗装、商品装飾展示及びフラワー装飾
平成二十四年八月二十二日（日）

1 一級及び二級
造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装
平成二十四年八月十九日（日）

2 三級
金属熱処理
平成二十四年八月二十六日（日）

一級及び二級
機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作及び商品装飾展示
平成二十四年八月二十九日（水）

一級及び二級
園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾
平成二十四年九月二日（日）

（二） 実施場所
甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手續

1 提出書類
技能検定受検申請書

（一） 試験手数料
実技試験
（二）（一） 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
（一） 一級、二級、三級（2）に該当する者を除く。）及び単一等級

一万六千五百円

(2) 三級（山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十九号）別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。）
一万千円

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

平成二十四年四月九日（月）から同月十八日（水）まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会にて交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること（受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知

合格者については、平成二十四年八月二十四日（金）（金属熱処理を除く三級職種に限る。）及び平成二十四年九月二十八日（金）に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検

定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 平成二十四年度技能検定（随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級）の実施
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。
平成二十四年三月一日

一 実施職種等

1 実施する検定職種及びその等級

(一) 随時実施 三級

ざく井、鋳造、鍛造、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法及びフライス盤加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ダクト板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業に限る。）、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械系保全法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあつては、機械系保全作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て法、変圧器組立て法、配電盤・制御盤組立て法、開閉制御器具組立法及び回転電機巻線製法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空調調和機器施工、婦人子供服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建

山梨県知事 横 内 正 明

築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ施工法、カーペット系床仕上げ施工法及びカーテン施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ工事作業及びカーテン工事作業に限る。）、熱絶縁施工、カーペット系床仕上げ工事作業及びカーテン工事作業に限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法、金属塗装法、鋼橋塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）、及び工業包装

(二) 基礎一級及び基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法及びフライス盤加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ダクト板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業に限る。）、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械系保全法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械系保全作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て法、変圧器組立て法、配電盤・制御盤組立て法、開閉制御器具組立て法及び回転電機巻線製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上

げ施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ施工法、カーペット系床仕上げ施工法及びカーテン施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業及びカーテン工事作業に限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法、金属塗装法、鋼橋塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）、及び工業包装

二 試験の方法
実技試験及び学科試験

三 日程等

- 1 実技試験
 - (一) 実施期日
山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
 - (二) 実施場所
山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
 - (三) 問題の公表
あらかじめ受検申請者に送付する。

2 学科試験

- (一) 実施期日
山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所
甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

- 1 提出書類
 - (一) 技能検定受検申請書
 - (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 2 試験手数料
 - (一) 実技試験
一万六千五百円
 - (二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

随時

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形一号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 合格証書の交付

合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。